

平成28年 第4回沼田町議会臨時会 会議録

平成28年 6月 7日 (火)

午後 4時00分 開 会

1. 出席議員

議 長	9番	渡 邊 敏 昭	議 員	1番	高 田 勲	議 員
	2番	津 川 均	議 員	3番	大 沼 恒 雄	議 員
	4番	小 峯 聡	議 員	5番	久 保 元 宏	議 員
	6番	長 原 誠	議 員	7番	鵜 野 範 之	議 員
	8番	杉 本 邦 雄	議 員	10番	橋 場 守	議 員

2. 欠席議員 なし

3. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名
町 長 金 平 嘉 則 君

4. 町長の委任を受けて出席した説明員

副町長	栗 中 一 弘 君	総務財政課長	菅 原 秀 史 君
政策推進室長	吉 田 憲 司 君	農業商工課長	横 山 茂 君
住民生活課長	嶋 田 英 樹 君	建設課長	中 野 栄 治 君
保健福祉課長	黒 田 美 和 君	和風園園長	安 念 昌 典 君
旭寿園園長	森 田 秀 幸 君	会計管理者	篠 原 毅 君

5. 教育委員会委員長の委任を受けて出席した説明員

教育長 生 沼 篤 司 君 次 長 浅 野 信 行 君

6. 職務のため、会議に出席した者の職氏名

事務局長 三 浦 剛 君 書 記 林 亮 太 君

7. 付議案件は次のとおり

(議件番号)	(件名)
	会議録署名議員の指名
	会期の決定
議案第64号	地域密着多機能型総合センター整備事業—診療施設（建築主体工事）の請負契約について
議案第65号	地域密着多機能型総合センター整備事業—診療施設（電気設備工事）の請負契約について
議案第66号	地域密着多機能型総合センター整備事業—診療施設（機械設備工事）の請負契約について
議案第67号	車輛センター第2車庫整備工事の請負契約について

(開 会 宣 言)

○議長（渡邊敏昭議長）只今の出席議員数は10名です。定足数に達していますので、本日を以って招集されました平成28年第4回沼田町議会臨時会を開会いたします。これから本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配布のとおりであります。

(会議録署名議員の指名)

○議長（渡邊敏昭議長）日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、7番、鶴野議員、8番、杉本議員を指名致します。

(会期の決定)

○議長（渡邊敏昭議長）日程第2、会期の決定についてを議題と致します。お諮り致します。本臨時会の会期は本日1日間に致したいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（渡邊敏昭議長）ご異議なしと認めます。よって、会期は本日1日間に決しました。

(一 般 議 案)

○議長（渡邊敏昭議長）日程第3、議案第64号。地域密着多機能型総合センター整備事業—診療施設（建築主体工事）の請負契約についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（中野栄治課長）はい。議案第64号。地域密着多機能型総合センター整備事業—診療施設（建築主体工事）の請負契約について。下記のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定によって、議会の議決を求める。ただし、設計変更に伴い必要があるときは、請負金額の10%以内において変更することができる。記、1、契約の目的、地域密着多機能型総合センター整備事業—診療施設（建築主体工事）。2、契約の方法、地域限定型一般競争入札。3、契約金額、2億1,816万円。4、契約の相手方、札幌市中央区北2条東17丁目2番地。岩田地崎・広進経常建設共同企業体、岩田地崎建設株式会社、代表取締役社長、岩田圭剛。5、工事場所、沼田町南1条1丁目172の2。6、工期、契約の日から253日間。平成28年6月7日提出、町長名でございます。次めくつ

ていただきまして、資料と致しまして、入札に参加した業者が記入してございますので、ご覧ください。本工事の概要について説明致します。本建物につきましては、延床面積859.50㎡、構造規模につきましては、RC造一部木造、地上1階建てという事でございます。1階壁までが鉄筋コンクリート造、屋根部分が木造となっております。その他の特徴と致しましては、外断熱を採用してございます。屋根部分につきましては、構造用張りとは構造合板を張った上に断熱を致しまして、更にその上で木造の二重屋根を設置する形となっております。内部の待合やホール、中道からは硬度用の木張りが見える形となっております。また、平面的にも曲線の壁を配置することにより、柔らかな雰囲気を出せる様工夫されております。以上、建物の概要につきまして申し上げ説明とさせていただきます。ご審議の程、よろしくお願い致します。

○議長（渡邊敏昭議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊敏昭議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊敏昭議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第64号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊敏昭議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

○議長（渡邊敏昭議長）日程第4、議案第65号。地域密着多機能型総合センター整備事業一診療施設（電気設備工事）の請負契約についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（中野栄治課長）はい。議案第65号。地域密着多機能型総合センター整備事業一診療施設（電気設備工事）の請負契約について。下記のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定によって、議会の議決を求める。ただし、設計変更に伴い必要があるときは、請負金額の10%以内において変更することができる。記、1、契約の目的、地域密着多機能型総合センター整備事業一診療施設（電気設備工事）。2、契約の方法、地域限定型一般競争入札。3、契約金額、7,128万円。4、契約の相手方、滝川市栄町1丁目5番17号、末廣屋・渡辺経常建設共同企業体、末廣屋電機株式会社滝川本店、本店長、田口修司。

5、工事場所、沼田町南1条1丁目172の2。6、工期、契約の日から253日間。平成28年6月7日提出、町長名でございます。次めくっていただきまして、今回の入札に参加した業者名が記されておりますので、参考にしていただきたいと思います。本工事につきましては、当該診療施設の電気引込工事・受変電設備工事・幹線及び動力設備工事・電灯コンセント設備工事・電話LAN・テレビ、インターホン等の情報設備工事・放送設備工事・自動火災報知設備工事等を実施するものでございます。以上、ご審議の程、よろしくお願い致します。

○議長（渡邊敏昭議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊敏昭議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊敏昭議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第65号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊敏昭議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

○議長（渡邊敏昭議長）日程第5、議案第66号。地域密着多機能型総合センター整備事業一診療施設（機械設備工事）の請負契約についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（中野栄治課長）はい。議案第66号。地域密着多機能型総合センター整備事業一診療施設（機械設備工事）の請負契約について。下記のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定によって、議会の議決を求める。ただし、設計変更に伴い必要があるときは、請負金額の10%以内において変更することができる。記、1、契約の目的、地域密着多機能型総合センター整備事業一診療施設（機械設備工事）。2、契約の方法、地域限定型一般競争入札。3、契約金額、5,313万6千円。4、契約の相手方、旭川市永山北3条6丁目6番17号、木本・松尾経常建設共同企業体、株式会社木本動力工業所、代表取締役、本田道明。5、工事場所、沼田町南1条1丁目172の2。6、工期、契約の日から253日間。平成28年6月7日提出、町長名でございます。同じく1枚めくっていただきまして、入札に参加した業者名が記されておりますので、参考にしていただきたいと思います。本工事につきましては、当該診療施設の内、空調設備工事・

給油設備工事・換気設備工事・給排水設備工事・給湯設備工事・衛生器具設備工事を実施するものでございます。以上、ご審議の程、よろしくお願い致します。

○議長（渡邊敏昭議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊敏昭議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊敏昭議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第66号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊敏昭議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

○議長（渡邊敏昭議長）日程第6、議案第67号。車輛センター第2車庫整備工事の請負契約についてを議題と致します。提案理由の説明を求めます。建設課長。

○建設課長（中野栄治課長）はい。議案第67号。車輛センター第2車庫整備工事の請負契約について。下記のとおり請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定によって、議会の議決を求める。ただし、設計変更に伴い必要があるときは、請負金額の10%以内において変更することができる。記、1、契約の目的、車輛センター第2車庫整備工事。2、契約の方法、地域限定型一般競争入札。3、契約金額、8,370万円。4、契約の相手方、沼田町南1条3丁目6番62号、広進工業株式会社、代表取締役、広野辰也。5、工事場所、字沼田106の7の内。6、工期、契約の日から147日間。平成28年6月7日提出、町長名でございます。また1枚めくっていただきますと、入札に参加した業者名が記されておりますので、参考にしていただきたいと思います。本建物概要についてでございます。延床面積が352㎡。構造につきましては、鉄骨造地上1階、屋根が折板1.0mm。外壁につきましては、木毛セメント版下地角波カラートタン張りでございます。除雪車両4台分を格納することができるようになっております。本工事の中には電気設備工事・換気設備工事を含む建築一式工事として発注するものでございます。以上、ご審議の程、よろしくお願い致します。

○議長（渡邊敏昭議長）説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊敏昭議長）質疑なしと認め、質疑を終結致します。これより討論に入ります。ご意見ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（渡邊敏昭議長）ご意見なしと認め、討論を終結致します。本案について採決致します。お諮り致します。議案第67号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（渡邊敏昭議長）ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり決しました。

（閉 会 宣 言）

○議長（渡邊敏昭議長）以上で、本臨時会に付議された案件は全て終了致しました。これにて、平成28年第4回沼田町議会臨時会を閉会致します。ご苦労様でした。

16時14分 閉会